

令和 7 年第 8 回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年 8 月 21 日（木）第 8 回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1 番 田野井 晃 造	2 番 田 島 正 男	3 番 竹 澤 靖
4 番 関 口 清	5 番 高 村 秀 男	6 番 柴 田 忠
7 番 小 林 和 夫	8 番 仲 田 裕 子	9 番 黒 川 幸 昭
10 番 奈 良 茂 男	11 番 早乙女 八重子	12 番 神 長 守 雄
13 番 松 井 研 吉	15 番 安 生 芳 子	16 番 神 山 卓 也
17 番 金 子 重 博	18 番 大 森 用 子	19 番 青 木 正 好

（18 名）

欠席委員

14 番 小 平 敏 男

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 大 貫 友 美
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邊 妃奈乃
	主 事 半 田 まゆか	
経済部農政課	主 事 高 橋 千 諒	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 大 貫 友 美

—◇—

◎事務局長は開会に先立ち、議案第 6 号の農用地利用集積等促進計画の公告についての 33 番、39 番、81 番、85 番の 4 件について、申請の取り下げがあったため削除を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前 10 時 00 分に令和 7 年第 8 回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第 1 の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

7 番 小 林 和 夫 委員、16 番 神 山 卓 也 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程第2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買6件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎関口 清委員 1番、白桑田の件は、白桑田の●●さんから上野町の●●さんへの売買です。●●さんはトマトを栽培する専業農家でございます、問題ありませんのでご承認のほどよろしくをお願いいたします。

◎早乙女八重子委員 2番の池ノ森の件は、池ノ森の●●さんから上石川の●●さんへの売買です。問題ありませんのでご承認のほどよろしくをお願いいたします。

◎神長守雄委員 3番茂呂の件は、茂呂の●●さんから西茂呂の●●さんへの売買になります。何ら問題ありませんのでご承認のほどよろしくをお願いいたします。

◎安生芳子委員 4番の上奈良部町の件は、●●さんから●●さんへの売買です。問題は無いと思いますのでご承認よろしくをお願いいたします。

◎青木正好委員 5番と6番はまとめて説明したいと思います。●●さんから●●さんへの売買ですが、6番の●●さんと●●さんは親子で2人の共有名義になっておりますので、別々に申請を出したということです。●●さんはこの後、水稻と畑に蕎麦を作る予定です。問題はありますのでよろしくをお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番から6番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番は中粕尾において●●さん申請の自宅敷地拡張の転用であります。申請地は周囲を畑、宅地、山林及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地、

その他の農地に区分されます。なお、本件は転用許可申請前から宅地化しておりましたことから始末書が添付されております。以上、4条転用1件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎小林和夫委員 去る8月18日に橋本局長、事務局の2名と、神山委員と私の5名で現地調査を実施いたしました。この中粕尾の件は●●さんの自宅敷地拡張ということでの転用の申請になります。この件につきましては2筆ありますが、それぞれの場所に農業用の小屋が既に建っている状態にして、いずれも古い木造の建物ではあるのですが、建っているということから始末書が必要と見てまいりました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎金子重博委員 1番、中粕尾の●●さん申請の件は自宅敷地拡張のための転用です。現地調査員の報告のとおり一部建物が建っており、始末書付きの案件となりますが、他に問題は無いと思われますのでご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番は、武子において●●申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畑、宅地、水路及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。次に2番は、藤江町において●●さん申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地でありますが一時的な利用に供するものであります。次に3番は、中粕尾において、●●さん申請の進入路及び駐車場への転用であります。申請地は周囲を畑、山林及び道路に囲まれた農地であり、第2種農地、その他の農地に区分されます。なお、本件は転用許可申請前から進入路及び駐車場として利用されておりましたことから始末書が添付されております。以上、5条転用3件となります。いずれもお手元の調査書どおり、許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎神山卓也委員 去る8月18日に現地を見て参りました。5条については、1番と2番については特に問題はございませんでしたが、3番は先ほどの事務局の説明のとおり、既に進入路・駐車場として利用されておりましたので、始末書付きとなりますがその他の点に関しては特に問題がございませんでしたということを報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番の件は、●●さんから●●への園芸用土採取のための一時転用になります。現地は●●さんの分家の住宅が採取地に隣接していますが、土採取には問題無いと思います。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎安生芳子委員 藤江町の件は、現地調査員の報告のとおり何の問題も無いと思いますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎金子重博委員 3番の中粕尾の件は、中粕尾の●●さんから塩山町の●●さんへの使用貸借権設定による進入路・駐車場のための転用です。現地調査委員の報告のとおり既に砂利が敷かれており始末書付きの案件となりますが、他に問題は無いと思われるのでご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について質問、意見を求めた。

◎竹澤 靖委員 3番について詳しく教えていただきたいのですが、受け人は塩山町の方ですが、駐車場・進入路ということはこれの先に何かがあるのですか。

◎事務局（永嶋主査） 位置図をご覧ください。今回の申請地の東側、右側ですね、これは犬小屋のような、今は犬はいないのですが犬小屋のような建物があり、申請地のちょっと上の正方形には犬が何匹もいます。建物と言いますか、犬が外に出られないように囲いがしてありまして、その囲いの中におそらくケージが何個かあって、その中にあばら家みたいな建物構造物があるんですけれども、そこで犬を飼育しているような状況です。それらの犬を飼育する施設へ入る進入路と駐車場ということになります。

◎金子重博委員 全くそのとおりで犬小屋です。1匹や2匹の数ではなく結構いて、行くと吠えられるという感じです。●●さん自身は養鶏で採卵をやっていて、●●だと思いますが、その●●さんの三男が犬を飼っていて、餌やりとかは従業員が毎日来てやってるみたいなので、犬を飼ってるということだと思います。

◎議長は、議案第2号について他に質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から3番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号、議案第5号及び議案第6号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」を一括して議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第4号から議案第6号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」ご説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農用地利用集積等促進計画を作成し、同法19条によりこの農用地利用集積等促進計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聞くものとされています。この度、鹿沼市長より令和7年7月31日付けで農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。議案書には所有者・機構間契約、機構・受け手間契約、新規一括方式について記載しております。議案書7ページをご覧ください。所有者・機構間の売買の計画が3件、3筆、4, 881㎡となっております。議案書8ページから9ページをご覧ください。機構・受け手間の売買の計画が2件、3筆、4, 881㎡となっております。今回始めて農地バンクを利用した売買での申請がありましたので、農地バンクを利用した売買についてご説明いたします。農地バンクを利用した農地の売買では、農地バンクを利用した貸借と同様に、所有者と受け手の間に農地バンクが入ります。そのため所有者と農地バンクの契約と、農地バンクと受け手の契約の2つの契約が必要となり、それぞれの契約に基づく申請が発生します。そのため今回の申請1番から5番につきましては、同一の地番について、所有者から農地バンク、農地バンクから受け手と、それぞれの名義で申請されています。議案書に戻りまして9ページをご覧ください。受け手から返還を受けた農地を再度別の受け手に貸し付ける再配分のための計画が2件、3筆、5, 907㎡となっております。議案書10ページから75ページをご覧ください。新規の一括方式での計画が83件、488筆、457, 712.50㎡となっております。ここで今回の新規一括方式の計画についてご説明いたします。資料1の県営農地整備事業計画の概要をご覧ください。令和8年度から玉田地区で42.1haの圃場整備の計画があります。今回の新規一括方式での申請は全て玉田地区の圃場整備区域内に設定されている場所となります。資料2の農地中間管理機構関連農地整備事業をご覧ください。今回の圃場整備はこの補助事業を利用した事業となります。圃場整備の対象地となっている農地の全てを農地中間管理機構に貸付を行うことで、地元の費用負担無しで事業を行うことができるというものです。今回の申請の多くに見られる、所有者から所有者への貸付については、この補助金の都合上仕方の無いものであり、制度上問題がないことについては県農業振興公社に確認しております。以上の計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律18条第5項第2号、第3号に掲げる各要件を満たしていると判断しました。以上、議案第4号から6号まで、まとめてご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号、議案第5号及び議案第6号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第4号の1番から3番、議案第5号の4番から7番及び議案第6号の8番から32番、34番から38番、40番から80番、82番から84番、86番から94番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第7号「鹿沼市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大貫係長） 議案第7号「鹿沼市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正について」ご説明させていただきます。本規程は、農地利用最適化推進委員の委嘱等に関して必要な事項を定めたもので、農業委員会が所管する規程です。今回の改正は新旧対照表にありますとおり、推進委員の推薦を受ける者及び応募する者の資格要件のうち20歳未満という年齢規定を、民法の成年年齢である18歳に合わせて18歳未満に変更するものです。委員の年齢については法令上の規定はありませんが、未成年者は民法上、法律行為を行うには原則として法定代理人の同意を得なければならないため、業務の遂行に支障が出るのが想定もされることから、鹿沼市では推薦や応募にあたっての年齢規定を設け、未成年を除くとしています。来年の委員改選に向けて準備を進めていくにあたり、今回規程を改正するものですのでご審議をよろしくお願いいたします。また本規程の改正に関連して、報告事項として議案書の89ページの鹿沼市農業委員会の委員の任命に関する規則の一部改正についてを報告させていただきます。この規則は、市長が農業委員を任命すること等に関して必要な事項を定めたもので、市長部局が所管する規則です。こちらについても農業委員の推薦を受ける者及び応募する者の年齢規定を18歳未満とする内容で、市長部局が改正を行う予定であり、市長決裁済みとなっています。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第7号について質問、意見を求めたが、質問、意見が無いため承認について諮り、議案第7号について案のとおり改正することに決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時40分に閉会を宣した。

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和7年8月21日

議 長

署名委員

署名委員
